

技術検定不正受検防止対策検討会

規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は、「技術検定不正受検防止対策検討会」（以下、「検討会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 検討会は、施工管理技術検定試験における実務経験の不正受検等の事案について、受検プロセスにおける課題を把握した上で、講ずべき防止対策の検討を行うことを目的とする。

（構成）

第 3 条 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

2 検討会には座長を置き、座長は議長として会議の議事を整理する。

（会議）

第 4 条 検討会は、委員の二分の一以上の出席をもって成立とする。

2 座長は、必要があるときは、委員以外の者に対して、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

3 検討会の議事は、不正受検防止の観点から原則非公開とするが、座長の判断により一部あるいは全てを公開とすることができる。

4 検討会資料は、国土交通省ホームページにおいて公開することを原則とする。ただし、不正受検防止の観点から、座長が認める場合に、資料の全部又は一部を非公表とすることができる。

5 検討会における議事要旨は、あらかじめ委員に確認の上、国土交通省ホームページにおいて公開するものとする。

（事務局）

第 5 条 検討会の事務局は、国土交通省総合政策局公共事業企画調整課及び不動産・建設経済局建設業課に置く。

2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第 6 条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この規約は、令和 2 年 8 月 4 日から施行する。

(別紙)

技術検定不正受検防止対策検討会

伊田 登喜三郎	(一社)全国建設業協会 協議員(建設生産システム委員会委員)
◎遠藤 和義	工学院大学副学長・建築学部建築学科教授
釜石 英雄	厚生労働省 人材開発統括官付能力評価担当 参事官
北内 正彦	(一社)日本建設業連合会 常務執行役
木下 誠也	日本大学危機管理学部 教授
楠 茂樹	上智大学大学院法学研究科 教授
芝 一治	(一社)日本空調衛生工事業協会 副会長
田中 日出男	(一社)日本電設工業協会 技術・安全委員会委員
丹羽 秀夫	公認会計士・税理士
野下 えみ	弁護士
藤原 正秀	京都府建築施工管理技士会
吉田 哲也	(一社)建設電気技術協会 理事
渡 邊 隆	(一社)全国土木施工管理技士会連合会 理事

◎座長 (五十音順、敬称略)

指定試験機関 (オブザーバー)

- (一社) 日本建設機械施工協会
- (一財) 全国建設研修センター
- (一財) 建設業振興基金